別紙様式第三号記載上の注意2中「優先株式及び新株予約権証券」を「優先株式、新株予約権証券」を「優先株式、新株予約権証券及び投資口」に、「普通社債券及び新株予約権付社債券」を「普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券」に改め、同様式記載上の注意5中「及び新株予約権付社債券」を「、新株予約権付社債券及び投資法人債券」に改め、同様式記載上の注意8中「発行会社」の次に「（投資法人である場合はその資産運用会社を含む。）」を加え、同様式記載上の注意15を次のように改める。

15　数量

売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。

（注）記載単位・・・株式：1株　投資口：1口

普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円

新株予約権証券：1証券

上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。

同様式記載上の注意16中「株式」の次に「及び投資口」を加える。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式第5の5中「㉞」を「㉟」に改め、同様式第5中5を6とし、4の次に次のように加える。

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】㉞

第二号様式記載上の注意中㉞を㉟とし、㉝の次に次のように加える。

㉞　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式第2に次のように加える。

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】⑱

第二号様式記載上の注意に次のように加える。

⑱　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるもの」を「百分の五以下であることが記載された変更報告書」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号の二イ及びロを次のように改める。

イ　内国投資信託受益証券（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）

ロ　内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び同号に掲げる投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）

第一条第二号の三イ及びロを次のように改める。

イ　外国投資信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）

ロ　外国投資証券（法第二条第一項第十二号に掲げる外国投資証券をいう。以下同じ。）

第一条第三号を次のように改める。

三　資産流動化証券　次に掲げるものをいう。

イ　内国資産流動化証券（特定内国資産流動化証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び第八条第一号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

ロ　外国資産流動化証券（第八条第四号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

第一条第三号の二イ及びロを次のように改める。

イ　内国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

ロ　外国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）

第一条第三号の二を同条第三号の四とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二　特定内国資産流動化証券　法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。

三の三　特定外国資産流動化証券　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

第一条第四号イ及びロを次のように改める。

イ　内国信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

ロ　外国信託受益証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）

第一条第四号の二イ及びロを次のように改める。

イ　内国信託社債券（第八条第一号に掲げるものをいう。以下同じ。）

ロ　外国信託社債券（第八条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）

第一条第四号の三イ及びロを次のように改める。

イ　内国抵当証券（法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

ロ　外国抵当証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）

第一条第五号イ及びロを次のように改める。

イ　内国信託受益権（法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。）

ロ　外国信託受益権（法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。）

第一条第五号の二を次のように改める。

五の二　内国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。

第一条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　外国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。

第一条第七号中「第三号イ及びロ、第三号の二イ」を「第三号イ、第三号の二、第三号の四イ」に、「並びに第五号の二イ」を「及び第五号の二」に改め、同条第八号中「第三号ハ及びニ、第三号の二ロ」を「第三号ロ、第三号の三、第三号の四ロ」に、「並びに第五号の二ロ」を「及び第五号の三」に改め、同条第九号の四の次に次の一号を加える。

九の五　組合等財産　内国有価証券投資事業権利等又は外国有価証券投資事業権利等の発行者が当該内国有価証券投資事業権利等又は当該外国有価証券投資事業権利等に係る事業のために管理、運用又は処分する財産をいう。

第一条第二十二号中「含む」の下に「。第二十九条において同じ」を加え、同条第二十二号の二中「以下」を「第二十九条の二において」に改める。